入札説明書

沖縄県が発注する「令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　令和８年 11 月 12 日

２　入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答方法

（１）質問提出期間

公告日から令和８年 11 月 19 日（木）の午後 5 時までとする。

（持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時から午後５時までとする。）

（２）提出方法

質問書（様式第３号）にて、持参、ファクシミリ、E-mail のいずれかの方法より３に定めるところにより提出する。

（３）回答方法

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア　期　　間：随時掲載

イ　閲覧場所：沖縄県環境部　環境政策課ウェブサイト

３　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

（１）担当部署名称　沖縄県環境部　環境政策課　環境影響評価班

（２）担当部署所在地　〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号（県庁行政棟４階）

電話番号　098-866-2183　　FAX　098-866-2308

E-mail　aa025003@pref.okinawa.lg.jp

４　入札保証金に関する事項

（１）入札保証金の額

見積もる契約金額の 100 分の５以上とする。もし足りない場合は、入札は無効となる。

（２）入札保証金の還付

入札保証金は、地方自治法第 234 条第４項に該当する場合を除き、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の金額又は一部に充当する。

（３）入札保証金の免除

ア　次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(ｱ) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに提出した場合（沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 1 号）

(ｲ) 過去２箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び

規模を同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類（様式第２号）を提出した場合（沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第３号）

イ （３）アに該当する者以外の者については、「（４）入札保証金の納付方法」に基づき必要な手続を行い、入札保証金を納付する。

（４）入札保証金の納付方法

ア 「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債権・債務者登録申出書」に必要事項を記入し、令和８年 11 月 24 日（火）午後５時までに３に定めるところにより提出する。

イ 「入札保証金納付書発行依頼書」に基づき納付書を発行するので、次の納付場所において納付し、領収書の写しを環境政策課へ令和８年 11 月 27 日（金）午後４時までに提示する。

・納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行ほか

・還付方法 入札終了後、登録した口座へ振り込む（落札者以外）

５ 入札の方法等

（１）入札者は、「入札書（様式第４号）」を作成し、封書の上、「一般競争入札公告」３で定める日時、場所に、直接持参すること。併せて、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しも持参すること。

（２）入札者が他人に代理させるときは、「委任状（様式第５号）」を提出しなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。

（３）落札決定に当たっては、「入札書」に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を「入札書」に記載すること。

（４）入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（５）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

６ 落札者の決定方法

（１）有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

７　再度入札

（１）開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。なお、再度の入札は２回目までとする。

（２）再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号に規定に基づき、随意契約ができるものとする。

８　その他

（１）最低制限価格は設定しない。

（２）落札者は、落札決定の日から起算して７日以内に契約を結ばなくてはならない。